青梅市庁舎総合案内等業務委託仕様書

青梅市庁舎総合案内等業務委託の実施については、この仕様書に定める仕様に従うものとする。

1　受注者は、業務期間に定める期日に、市役所利用者からの問い合わせ等に対し、正確かつ親切に案内するとともに庁舎内の保安に努めなければならない。

2　業務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 総合案内所における利用者の案内

(2) 1階ロビーにおける利用者の案内

(3) キッズコーナーの巡視および事故防止

(4) 授乳室内の巡視およびベビーベッドのシーツ等交換

(5) 行政情報コーナーおよび姉妹都市コーナーにおける利用者からの問い合わせ等の対応および巡視、新聞の入替え

(6) その他案内業務等全般

ア　総合案内所、キッズコーナー、行政情報コーナーおよび姉妹都市コーナーの清掃

イ　総合案内所、行政情報コーナーおよび姉妹都市コーナーの新聞・パンフレット類の補充、整理整頓

ウ　行政情報コーナー、姉妹都市コーナーおよび2階喫茶コーナー（厨房を除く。）の、開錠、施錠ならびに点灯、消灯等の業務

エ　市役所利用者への駐車券割引処理

オ　庁内放送

カ　拾得物の一時保管および庁舎管理担当課への報告

3　本業務は、青梅市の休日を定める条例（平成元年条例第26号）第1条第1項に規定する日以外の日に実施するものとする。

4　業務時間は下記の表のとおりとする。臨時の場合においては発注者と受注者が協議により変更できることとする。

(1) 総合案内所における利用者の案内

業　務　日	曜日	時　　間
令和９年４月１日から 令和９年５月３１日まで	月・火・水・金	午前８時３０分から 午後５時３０分まで
	木	午前８時３０分から 午後８時まで
令和９年６月１日から 令和１４年３月３１日まで	月・火・水・金	午前９時から 午後４時４５分まで
	木	午前９時から 午後７時３０分まで

(2) 上記以外の業務

業　務　日	曜日	時　　間
令和９年４月１日から 令和９年５月３１日まで	月・火・水・金	午前８時３０分から 午後５時３０分まで
	木	午前１１時から 午後５時３０分まで
令和９年６月１日から 令和１４年３月３１日まで	月・火・水・金	午前９時から 午後４時４５分まで
	木	午前１１時から 午後４時４５分まで

5　業務従事者

(1) 業務従事者は２ポイントとする。ただし、臨時の場合には発注者と受注者が協議により変更できることとする。

(2) 総合案内所には、常に１ポイント以上を配置すること。

(3) 業務従事者は、受注者の指定する制服および発注者の指定する腕章を着用し、毎日業務報告書を提出するものとする。

(4) 受注者は、業務従事者の名簿を発注者に提出するものとする。

6　受注者は業務に当たり正副の担当者を明確にし、緊急時には即応体制をとること。

7　受注者は、業務従事者の資質向上を図るため、必要な研修を受けさせるとともに、業務内容や所管部署を理解させ、迅速にかつ的確に処理するように努めなければならない。